

## まえがき

この本を手にとられた方にとって、「生前契約書」という言葉は、あまりなじみがないことと思います。これから本書でご紹介する生前契約書とは、

『財産管理等委任契約書』

『任意後見契約書』

『尊厳死宣言書』

『死後事務委任契約書』

の4つを中心とする法的書類です。

筆者は相続コーディネーター<sup>®</sup>として、数々の相続案件に携わりました。その案件の中には、公正証書遺言（公証役場で公証人に作成してもらう遺言。以下、本書では、特に記載がない限り、遺言書は公正証書遺言を指すものとします）を生前きちんと用意していたにもかかわらず、相続人同士がもめてしまった事例がいくつもありました。また、せっかくエンディングノートを書いておいたのに、亡くなってから実行されなかったケースも数多く目にしてきました。

こうした経験から、筆者は、遺言書だけでは対策しきれない数々の相続トラブルに備えるため、「生前契約書+遺言書」をセットで作成するようお勧めいたします。

遺言書のメリットは、親の死後に遺産分割協議を行う必要がなく、相続人間のトラブルが起こりにくいことです。

しかし、遺言書が残されていても、「生前、親の介護や認知症の面倒を誰がみたか」ということが原因でもめるケースがあります。面倒をみていた人が、その分多くの財産を要求したりするのです。

あるいは、親の介護の面倒をみると称して、親のキャッシュカー

ドを預かり、自分の買い物をしたり、親が亡くなる前に多額のお金を引き出したりしてしまうケースもよくあります。後日このことに他の相続人が気づいて、相続トラブルに発展します。

また遺言書が残されていても、相続人が遺言書を開く前に親が亡くなったら、まず葬儀があります。このとき、葬儀を誰が行い、その費用を支払うのかでゴタゴタするおそれがあります。

さらに最近増えているのが、散骨や樹木葬を希望する場合です。誰が散骨や樹木葬を行い、その費用をどこから支払うのかという問題です。つまり誰が葬儀や散骨・樹木葬を行い、どのような方法で行うのか、そしてその費用をどこから支払うのか、という問題が生じます。これらの問題が相続トラブルの原因となってしまうのです。

また、高齢期において、がんや交通事故などで回復の見込みがない場合、延命治療を望まないという人は多いと思われます。延命治療は本人だけでなく家族にとっても抵抗のある治療方法であり、延命治療をするかどうかで兄弟姉妹の意見が分かれることもあります。

死後に起きるもめごとは、すべて生前に原因があります。死後に原因があるわけではありません。

遺言書だけでは、延命治療や介護、認知症に対応できませんし、葬儀や散骨・樹木葬など死後の後始末を書いても法的な拘束力もありません。

そこで筆者がお勧めするのが、遺言書とセットで生前契約書を作成する方法です。

病気や要介護状態のときの財産管理や療養看護については『財産管理等委任契約書』で備え、認知症になったときは『任意後見契約書』で備えておくと万全です。延命治療については『尊厳死宣言書』にて意思を明文化しておきます。葬儀や死後の後始末については『死後事務委任契約書』を用意しておきます。子供のいない夫婦、おひ

とり様、一人暮らしの人の場合はさらに、病院に入院したり介護施設に入居するときに、『保証人契約書』や『見守り契約書』の必要性も生じます。

『財産管理等委任契約書』『任意後見契約書』『尊厳死宣言書』『死後事務委任契約書』、これらの4つの書類すなわち生前契約書によって、誰が、何を行い、その費用はどこから支払うのかを明確にしておけば、相続人同士が相続でもめることはなくなります。同時に、終活において自分の遺志を実現するための指示書として機能します。

相続や終活には、予期せぬ事態（トラブル）がつきものです。いざトラブルに直面したとき、困るのは他でもないあなたと、あなたの身近にいる大切な人たちです。

あなたの大切な人をトラブルから守るために、ぜひ今のうちから、**「生前契約書+遺言書」**をご検討ください。

あなたにとってこの本がお役に立てば、これほどうれしいことはありません。

平成 29 年 2 月

筆 者

## 新版の補足

おかげさまで本書の初版は、重版となるなど大変好評でした。

初版発行後の平成 30 年 7 月、民法のうち相続関連の改正法案が成立したのを受け、内容を大幅に見直しました。

この改正で**配偶者居住権**が新設されましたが、実際の適用にはさまざまな問題が生じます。

たとえば、遺言書のない相続が発生し、妻（配偶者）が自宅の「居住権」を、子供が自宅の「所有権」を相続したとします。この場合、

妻は自宅に住み続けることができるわけですが、「自宅の修繕費や固定資産税は誰が支払うのか?」「妻が介護施設などに入居する前に売却できるのか? (当然のことながら、終身の権利である「居住権」を売却したり貸したりすることはできません)」といった問題が起こりえます。

このケースでは、遺言書に「自宅は配偶者が相続する」と書いておけば、妻の住む場所も確保でき、上記問題も生じないでしょう。

また、相続人に対して特別寄与料を請求できる権利も新設されました。

たとえば、親よりも先に死亡した長男の嫁が、親（嫁にとっては義父母）の介護をしていた場合を考えます。法定相続人でない長男の嫁が遺産請求する場合、その要件として「要介護2以上で、無償で、長年介護や認知症などの世話をしていたこと」などが求められます。そのうえ、遺産分割協議で相続人全員の同意も得なければならないのです。特別寄与料の請求が、新たな相続トラブルの原因になる可能性があるといえます。

このケースでは、遺言書に「長男の嫁に、介護に貢献したので、財産を遺贈する」と書いたうえで、長男の嫁を後見人とした生前契約書（の『財産管理等委任契約書』と『任意後見契約書』）を作成しておけば、介護等の世話をしてくれた長男の嫁に対し、その貢献に見合った対応ができます。

同様に、相続開始後、故人の口座から一定額を即座に引出しできる、預貯金仮払い制度が新設されました。しかし、あらかじめ生前契約書（の『死後事務委任契約書』）を作成しておき、葬儀費用などを後見人（相続人）が引き出せるようにしておけば、そもそも仮払い制度の面倒な手続き自体をしなくても済みます。

このように、今回の法改正後も、法的な拘束力がある「遺言書」と「生前契約書」をセットで作成しておくことこそが、終活や相続

対策の最善策であることに変わりはありません。

あなたにとってこの新版がお役に立てば、これほどうれしいことはありません。

令和2年4月

筆 者

# もくじ

まえがき ..... 1

## 序章 相続対策をはじめましょう

**Ⅰ なぜ生前契約書が必要なのか** ..... 12

1 エンディングノートはいざというとき役に立たない ..... 12

2 遺言書だけでは対応できない問題がたくさんある ..... 13

3 遺言書と生前契約書をセットで作成しよう ..... 14

**Ⅱ なぜ相続対策は遺産分割対策から始めるのか** ..... 16

1 相続対策は遺産分割対策から始めるのが鉄則 ..... 16

2 遺産分割対策を一番に考えないと税法上不利 ..... 17

3 なぜ生前に遺産分割対策をすべきなのか ..... 18

## 第1章 終活に必要な生前契約書

**Ⅰ 遺言書だけでは高齢期の問題は解決しない** ..... 22

1 遺言書だけでは自分の老後を守れない ..... 22

2 生前契約書がないと相続トラブルになる ..... 24

3 生前契約書によるトータルサポート ..... 26

4 終活を考えるときの11のポイント ..... 26

**Ⅱ なぜ終活プランに生前契約書が必要なのか** ..... 29

1 終活プラン計画時の3つのキーワード ..... 29

2 生前契約書で生前にやること・死後にやること ..... 34

3 おひとり様の生前契約書の作り方 ..... 39

4 (後東式) 人生終活プランの作り方と流れ ..... 43

**Ⅲ 体が不自由になったら『財産管理等委任契約書』** ..... 46

1 なぜ『財産管理等委任契約書』が必要なのか ..... 46

2 高齢者の財産管理は相続トラブルの温床 ..... 47

3	病気・要介護状態に備える『財産管理等委任契約書』	48
4	誰に代理権を与えるのか	49
5	財産管理等委任契約と任意後見契約の違い	51
Ⅳ	判断能力が低下したら『任意後見契約書』	53
1	高齢者の4人に1人が認知症	53
2	認知症に備える『任意後見契約書』	58
Ⅴ	延命治療しないようにする『尊厳死宣言書』	71
1	なぜ終活に『尊厳死宣言書』が必要なのか	71
2	尊厳死と安楽死は異なる	73
3	『尊厳死宣言書』の書き方	74
4	日本尊厳死協会の「リビング・ウイル」	76
Ⅵ	孤独死と『見守り契約書』	77
1	なぜおひとり様は孤独死が多いのか	77
2	年間2万6千人、1時間に3人が孤独死	78
3	どういう人が孤独死になりやすいのか	80
4	孤独死を防ぐ見守り契約	84
Ⅶ	葬式・お墓・永代供養と『死後事務委任契約書』	86
1	葬式は誰が行い、葬儀費用は誰が支払うのか	86
2	供養スタイルの変化とお墓の減少	89
3	あなたのお墓は誰が承継しますか	92
4	急速に増えている納骨堂	100
5	なぜ『死後事務委任契約書』が必要なのか	106
Ⅷ	散骨・樹木葬と『死後事務委任契約書』	112
1	人気上昇中の散骨	112
2	人気急上昇の樹木葬	116
3	散骨・樹木葬を希望するなら『死後事務委任契約書』	118
Ⅸ	献体・臓器提供・アイバンクと『死後事務委任契約書』	120
1	献体と『死後事務委任契約書』	120
2	臓器・眼球提供と『死後事務委任契約書』	123

## 第2章 生前契約書と遺言書の関係

<b>I</b>	遺言できること、遺言できないこと	128
1	遺言できる「法定遺言事項」	128
2	遺言書に書いても法的な拘束力がない「付言事項」	132
3	遺言することができないこと	133
4	遺言書に書いても無意味な死後の後始末	135
<b>II</b>	自筆証書遺言は書かないほうがよい	138
1	自筆証書遺言と公正証書遺言の比較	138
2	自筆証書遺言の有効・無効	143
3	他にもある、自筆証書遺言の問題点	145
4	公正証書遺言7つのメリット	147
<b>III</b>	遺言書に多い誤解	151
1	遺言書は子供と相談して書くな!	151
2	遺言と遺書はまったく別物	155
3	相続放棄は非常に誤解が多い	158
4	信託銀行で遺言書を作成する問題点	161

## 第3章 生前契約書と遺言書を書いておきたい人

<b>I</b>	遺言書自体が相続トラブルになる人	166
1	遺言書は遺留分でもめる	166
2	遺留分の算定方法	167
<b>II</b>	生前贈与が原因でもめる人	170
1	生前贈与が相続トラブルになる理由	170
2	生前贈与されると相続分が減る	172
3	遺言書による特別受益問題対策	175
<b>III</b>	子供のいない夫婦・おひとり様・一人暮らし	177
1	子供のいない夫婦は、妻が全財産を相続できるとは限らない	177
2	子供のいない夫婦・おひとり様・一人暮らしの人は最重要	180
3	認知症になった場合に備えて	183

4	葬儀・お墓は誰に頼むのか	185
<b>Ⅳ</b>	<b>要介護状態・認知症の人がいる家庭</b>	<b>189</b>
1	介護する人は、他の相続人から疑われる損な役まわり	189
2	療養看護などによる寄与分	190
3	寄与分の計算	191
4	特別の寄与	192
<b>Ⅴ</b>	<b>前妻の子と後妻、離婚・再婚した人</b>	<b>195</b>
1	離婚・再婚した人は相続人と相続分が複雑に	195
2	後妻と前妻の子は立場の違いで非常にもめる	196
3	内縁の妻には相続権なし	196
4	離婚・再婚の相続はかなり複雑	197
<b>Ⅵ</b>	<b>アパ・マンの家賃収入とローンがある人</b>	<b>199</b>
1	アパートの家賃収入は相続開始と同時に法定相続分で分割	199
2	アパートローンは相続開始と同時に法定相続分で相続	200
3	ローンのあるアパートの相続対策	201
<b>Ⅶ</b>	<b>中小企業の自社株式と貸付金のある人</b>	<b>203</b>
1	自己株式の生前贈与3つのリスク	203
2	相続税を会社に払ってもらって自己株式の買取り制度	207
3	自己株式の買取り資金は生命保険が最適	209
4	生命保険を活用した自己株式の買取り	211
5	社長個人の貸付金は相続財産になる	213
<b>Ⅷ</b>	<b>分割できない不動産を持つ人</b>	<b>217</b>
1	不動産の分割は容易ではない	217
2	不動産がある人は遺言書が必要	218
3	主な財産が自宅だけの人はよくもめる	219
4	親の土地に子供が家を建てるケースは遺言書が必要	221
<b>Ⅸ</b>	<b>相続トラブル対策は遺言書と生命保険の代償分割で</b>	<b>222</b>
1	代償分割が有効な場合	222
2	遺言書による遺産分割対策	223
3	生命保険を活用した代償分割	224

## 終章 相続対策とまとめ役

Ⅰ 相続にはまとめ役が必要 .....	228
1 相続・遺言の専門家なんていない .....	228
2 8人の専門家とまとめ役 .....	229
3 相続人のまとめ役 .....	232
Ⅱ 相続は感情と勘定の問題 .....	233
あしがき .....	235
「生前契約書+遺言書」サンプル .....	236



本書の記載内容は、令和2年4月時点のものです。





# I

## なぜ生前契約書が 必要なのか

### 1 エンディングノートは いざというとき役に立たない

エンディングノートに大きな注目が集まり、セミナーなどが多く開催されています。エンディングノートというものは、自分史、介護や葬儀の希望、家族へのメッセージほか記入欄が多く、すべて自分で埋めるのは大変な作業です。にもかかわらず、せっかくエンディングノートに自身の介護や認知症、延命治療、葬儀について書いておいても、法的な拘束力がないので、いざというときに役に立つものではありません。

あなたが寝たきりや要介護状態になったとき、家族や第三者があなたの代わりに金融機関に向いてお金を引き出したり、支払いをしたり、入院の手続きや要介護認定の申請をしようとしても、エンディングノートでは実行できません。

同様に、あなたが認知症になったとき、家族や第三者があなたの代わりに金融機関に向いてお金を引き出したり支払いをしたり、老人ホームや介護施設などへ入居の申請手続きをしようとしても、エンディングノートでは実行できません。

あなたが病気や事故にあい、延命治療を受けたくないと思ったとき、エンディングノートを提出したところで、医療関係者は延命治療を続けます。

あなたが亡くなった後、子供が金融機関に向いて預貯金を解約

したり、不動産の相続登記をしようとしても、エンディングノートでは実行できません。

あなたが亡くなった後、家族に散骨・樹木葬をしてほしいという希望をエンディングノートに書いておいても、希望通り実行されるとは限りません。

エンディングノートは、終活に関する自分の希望を家族に伝える、単なるメッセージに過ぎないのです。

---

## 2 遺言書だけでは対応できない 問題がたくさんある

遺言書は亡くなってはじめて役に立つものであり、生前の要介護状態や認知症になったとき、あるいは延命治療中の場合にも役立つものではありません。遺言書はあくまで本人が亡くなってから、子供や家族らに遺志を明確に伝えるためのものです。

あなたが寝たきりや要介護状態になり体が不自由になった場合、また認知症などで判断能力が低下した場合、遺言書は役に立ちません。

あなたが脳死状態になった場合、仮に延命治療を受けないと入院前から決意していたとしても、遺言書を医師に見せるのはおかしな話です。

あなたが亡くなった後、遺言書に葬儀の方法や、「散骨・樹木葬を希望する」旨が書かれていたとしても、家族が遺言書のとおり実行するとは限りません。

亡くなる本人にとって、死後のことよりも、生前の老後の安心のほうが大切でしょう。遺言書は、死後の金融資産や不動産の処分を指示する書類に過ぎません。遺言書に「延命治療をしないように」

とか、死後の葬儀や散骨・樹木葬、献体などについて書いても、法的な拘束力はないのです。

ですから、要介護状態や認知症に備えるためには『財産管理等委任契約書』や『任意後見契約書』、延命治療をしないで尊厳死を望むためには『尊厳死宣言書』、死後の葬儀や散骨・樹木葬などを希望するためには『死後事務委任契約書』を準備する必要があります。

### 3 遺言書と生前契約書をセットで作成しよう

#### ◆生前契約書と遺言書の関係

本人の健康状態	健康	寝たきり 要介護状態 体が不自由	認知症など 判断能力低下	脳死状態	死亡
財産管理等 委任契約書	作成	開始	終了		
任意後見契約書	作成		開始		終了
尊厳死宣言書	作成			開始	終了
遺言書	作成				執行 開始
死後事務 委任契約書	作成				開始

生前契約書と遺言書は、本人がまだ心身ともに元気なうちから準備しておきたいものです。『財産管理等委任契約書』『任意後見契約書』『尊厳死宣言書』『遺言書』『死後事務委任契約書』の5つの書類をセットにして、すべて公正証書で作成しましょう。

① なぜ相続対策は遺産分割対策から始めるのか

本人が意思表示さえできれば、老人ホームに入居したり、要介護認定を受けた後でも、これらの書類を作成することはできます。しかし、認知症などで判断能力がなくなってしまった場合は、作成することができません。まだ健康なうちに、これらの書類を作成できれば理想的です。

あなたに終末期がおとずれたとき、これらの書類は順番に効力を生じます。寝たきり・要介護状態など体が不自由になったら『財産管理等委任契約書』を発効させ、認知症等で判断能力が低下したら『任意後見契約書』に移行します。亡くなったら『死後事務委任契約書』によって葬儀や埋葬等を行い、『遺言書』によって遺産を処分します。また、終末医療において延命治療が不要な場合には、延命治療をしない『尊厳死宣言書』を医療関係者に手渡します。

これらのうち『遺言書』と『尊厳死宣言書』は、本人の単独の意思表示です。一方、『財産管理等委任契約書』『任意後見契約書』『死後事務委任契約書』は、依頼する人（委任者）と依頼された人（受任者）との間で契約を締結します。したがって『財産管理等委任契約書』『任意後見契約書』『死後事務委任契約書』は、先に後見人を決めてから契約書を作成することになります。

## Ⅱ

# なぜ相続対策は遺産分割対策から始めるのか

## 1 相続対策は遺産分割対策から始めるのが鉄則

相続対策は大別して、遺産分割対策、財産管理対策、納税資金対策、節税対策の4つがあります。

実際の順番としては、まず遺産分割対策を行い、次に財産管理対策、納税資金対策、最後に節税対策を行うとよいでしょう。

相続発生前の相続相談で一番多いのは、節税対策です。また相続発生後の相続相談で一番多いのが、ドロドロ、ゴタゴタした遺族の遺産分割問題です。

相続は人の死によって始まります。相続税がかからないという人でも、「相続対策」である遺産分割は100人中100人必要になります。一方で、相続税のかかる人は日本人全体のおよそ8%（国税庁「相続税の申告状況について」より）ですから、「相続税対策」である節税対策は100人中8人の方のみが対象ということになります。

「相続対策」と「相続税対策」は違います。しかし、一般的に相続対策と聞けば「相続税対策」、つまり節税対策だという誤解が多いのではないのでしょうか。特に、相続の経験に乏しい人、つまり財産を相続する立場の人ほど、節税に関心があるものです。

たとえば、本人が生前に相続税対策を実行した際の相続税法と、10年後～20年後、あるいはもっと将来の、自分が亡くなったときの相続税法とでは、異なっているのではないのでしょうか。このような

考えから、最今では節税対策よりも、どうやって税金を用意するのかという「納税資金対策」や、家族がもめないようにする「遺産分割対策」が、相続対策の中心になってきています。

---

## 2 遺産分割対策を一番に考えないと 税法上不利

なぜ、遺産分割対策がそれほど大事なのかというと、各相続人の財産の配分が決まらないと、実際の相続税の納税額が決まらないからです。相続税の申告期限は、相続開始から10か月以内と定められています。それまでに話し合いでまとまらない場合、法定相続分で相続人ごとに仮の申告をし、未分割で納税することになります。未分割の場合、「配偶者の税額軽減」と「小規模宅地の評価減」の特例が使えません。

配偶者の税額軽減とは、被相続人（夫）の配偶者（妻）が相続などにより取得した財産が、「1億6,000万円」もしくは「配偶者の法定相続分相当額」のどちらか多い金額まで、相続税はかからないという制度です。つまり1億6,000万円まで相続税が課税されません。

小規模宅地の評価減とは、自分の土地や自分の営む会社の社屋などが建っている土地やアパートや駐車場経営を行っている土地について、相続税評価額を80%または50%減額できる制度です。たとえば5,000万円の自宅（330㎡）の場合、4,000万円（80%）減額され、1,000万円（20%）の相続税評価に減額できます。

このように、遺産分割を一番に考えないと、納税において不利となります。

相続人間で話し合いがつかず未分割となった場合、不動産、預貯金などの相続財産はすべて共有となります。その結果、納税資金に充当できる預貯金があっても、遺産分割できないとその預貯金すべてが凍結されてしまい、納税資金に活用できません。

また相続人間で話し合いがまとまらず、不動産を相続人間で共有財産にした場合、相続人の1人が不動産の売却を主張したとしても、他の相続人が反対すれば売却することもできません。

---

## ③ なぜ生前に遺産分割対策をすべきなのか

相続対策において、遺産分割対策ではなく節税対策から始めると、多くの場合失敗に終わります。節税対策から始めてしまう人は、「相続は自分の死後に発生するものであり、自分自身では節税対策の結果を確認できない」ということに気づいていません。

節税対策の結果、不動産のように分けられない、相続税も払えない財産だけにしてしまっただけでは、いくら相続税が減っても無意味です。親の死後、配偶者や子供が、相続対策の順番が間違っていたことに気づくのです。相続トラブルの始まりです。

亡くなっていく人は、自分が死んで困ることは何もありません。困るのは遺族です。遺産分割の決断を先送りしてしまう人が多いのは、節税対策は精神的な苦痛を伴いませんが、遺産分割対策における「どの財産を誰に相続させるのか」の決断は精神的な苦痛を伴うからです。その結果、そのうち遺産分割をしなければと思いつつ、何もしないまま亡くなっていく人がたくさんいます。

相続トラブルになるかどうかは、亡くなる本人よりも子供のほうが本能的に分かっています。

⑩ なぜ相続対策は遺産分割対策から始めるのか

子供は、相続トラブル付きの相続をしたくないものです。子供が親に遺産分割対策である「生前契約書+遺言書」の作成を勧める理由が、ここにあります。

相続で家族がもめたり、いがみ合ったりする原因は、亡くなる本人にあります。本人の遺志が相続人たちに明確に見えないとき、家族は争います。**相続トラブルの責任は100%親**にあります。子供にはありません。

本来相続対策は、亡くなる本人が1人で考えることです。他でもない自分の財産なのですから。

「自分が亡くなった後の相続対策など不要」という考え方もあるでしょう。しかしながら、もし自分が亡くなった後も円満な家族であってほしいというお気持ちが少しでもおありなら、家族のことを考えて「生前契約書+遺言書」の作成をしてほしいと思います。



## 著者紹介

後東 博 (ごとう ひろし)

○経歴



(有) 愛知財務コンサルタンツ 代表取締役  
愛知総合相続相談センター 所長  
愛知老朽アパート・不動産法人化研究所 理事長  
後東博相続コーディネーター塾塾長  
相続コーディネーター<sup>®</sup>  
1級ファナンシヤル・プランニング技能士

愛知総合相続相談センターの所長として税理士・弁護士・不動産鑑定士・不動産コンサルタント・司法書士・土地家屋調査士・FP等の専門家とプロジェクトチームを作り、「どんな困難な相続・遺言・不動産問題にも対応する」をモットーに業務を行っている。

相続・遺言、終活、不動産、金融資産、生命保険等の総合的な相続に関する資産活用コンサルティングを行う。現在までに4,000名以上（毎年コンサルティング資産100億円以上）の顧客の相談やアドバイスを行う。

○講師歴

愛知大学、南山大学、名城大学、日本福祉大学、中部大学、愛知工業大学、名古屋学院大学、星城大学、中部学院大学、四日市大学、名古屋商科大学、浜松大学、名古屋女子大学、名古屋文化短期大学等の非常勤講師やエクステンションセンター講師。ゼミ、FP（ファナンシヤル・プランニング）講座、証券外務員講座や相続、遺言、終活の講座を担当。

○ご連絡先

・愛知総合相続相談センター

〒450-0002

名古屋市中村区名駅4丁目25番17号

三喜ビル6階

・愛知老朽アパート・不動産法人化研究所

〒451-6040

名古屋市西区牛島町6-1

名古屋ルーセントタワー40階

・ホームページ：<http://souzoku.xyz>

・Eメールアドレス：[h-gotou@beach.ocn.ne.jp](mailto:h-gotou@beach.ocn.ne.jp)

・FAX：052-443-2835

○生前4点契約書<sup>®</sup>

【財産管理等委任契約書】【任意後見契約書】【尊厳死宣言書】【死後事務委任契約書】の4つの生前契約書の総称です。

○相続コーディネーター<sup>®</sup>

「相続人のまとめ役となり、必要に応じて専門家に指図し、または専門家の協力を得ながら、経済面、法律面、感情面の現状分析を行い、ワンストップ・サービスで遺産分割プラン、納税資金プラン、節税プラン、遺言プラン、生前4点契約書<sup>®</sup>等の相続対策を相続人の意見や要望に沿って立案し、あわせて実行援助と見直しをする人」のことです。

## 監修者紹介

上川 順一（かみかわ じゅんいち）

税理士、1級FP技能士、CFP<sup>®</sup>

上川総合会計事務所 所長

村松 由紀子（むらまつ ゆきこ）

弁護士 愛知県弁護士会所属

弁護士法人クローバー 代表

